

新潟県興行場の設置場所及び構造設備並びに衛生措置の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月26日

新潟県知事 花 角 英 世

**新潟県規則第18号**

新潟県興行場の設置場所及び構造設備並びに衛生措置の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県興行場の設置場所及び構造設備並びに衛生措置の基準等に関する条例施行規則（昭和59年新潟県規則第88号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(便所)</p> <p><b>第2条</b> 条例別表第1第2号カに規定する規則で定める便所は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(機械換気設備及び空気調和設備)</p> <p><b>第3条</b> 条例別表第1第2号キに規定する規則で定める機械換気設備及び空気調和設備は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(照度)</p> <p><b>第4条</b> 条例別表第1第2号クに規定する規則で定める照度は、別表第3のとおりとする。</p> <p><b>別表第1</b>（第2条関係）</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 便器の数は、次のとおりとすること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 男性用便器及び女性用便器の数は、<u>興行場の規模及び用途並びに男女別の入場者数等に</u>応じた適当な数であること。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(便所)</p> <p><b>第2条</b> 条例別表第1第2号キに規定する規則で定める便所は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(機械換気設備及び空気調和設備)</p> <p><b>第3条</b> 条例別表第1第2号クに規定する規則で定める機械換気設備及び空気調和設備は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(照度)</p> <p><b>第4条</b> 条例別表第1第2号ケに規定する規則で定める照度は、別表第3のとおりとする。</p> <p><b>別表第1</b>（第2条関係）</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 便器の数は、次のとおりとすること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 男性用便器と女性用便器の数は、<u>同じであること。ただし、興行場の種類、規模又は用途によりこれによることが適当でないと認められる場合にあつては、この限りでない。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(6) (略)</p>

**附 則**

この規則は、令和2年4月1日から施行する。